

社会福祉法人陽翔会 軽費老人ホームひざり

(介護予防) 特定施設入居者生活介護 重要事項説明書

当事業所は入居者に対して(介護予防)特定施設入居者生活介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」又は「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 陽翔会
法人所在地	〒431-3112 静岡県浜松市中央区大島町891番地
電話番号	053-431-1111
代表者氏名	理事長 高尾 勲

2. 事業者の概要

施設の種類	指定(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所
施設の名称	軽費老人ホームひざり
施設の所在地	〒428-0007 静岡県島田市島829番の2
電話番号	0547-47-1100
FAX番号	0547-47-1101
管理者氏名	辻村 欣是
利用定員	個室 30名

(1) 事業所の目的

軽費老人ホームひざりに入居している要介護又は要支援状態の被保険者(以下、「入居

者」という。)について、提供するサービスの内容、これを担当する者、その他厚生省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介助を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助することを目的とする。

(2) 事業所の運営方針

入居者にとって必要なサービスを入居者自身に選択していただき、個人のプライバシーをできるだけ保持し、生活の自立のための援助を心がけることを基本とします。また、個人別アセスメント表を作成し個別処遇の徹底をはかります。

また、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとします。

3. ご利用施設で合わせて実施する事業

事業の種類		利用定数
施設	軽費老人ホーム 特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	合計 30人
	特別養護老人ホーム	70人
居宅	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	合計 10人

4. 施設の概要

(1) 建物

建 物	構 造	鉄骨造（耐火建築物）
	述べ床面積	4718.78㎡
	建 築 面 積	1798.82㎡

(2) 主な設備

設備の種類	数	面 積
食堂兼機能訓練室	3室	96.44㎡～96.84㎡
特別浴室（脱衣所含む）	1室	16.45㎡

個別浴室（脱衣所含む）	1 室	2 4 . 4 3 m ²
居室	3 0 室	1 5 . 1 9 ～ 1 6 . 8 1 m ²

5. 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数	事業所の指定基準	保有資格
管理者	1	1	
生活相談員	1	1	社会福祉主事等
介護職員	9 以上	9	介護福祉士等
看護職員	1 以上	1	看護師等
機能訓練指導員	1 以上	1	看護師等
計画作成担当者	1	1	介護支援専門員
栄養士	1		栄養士
調理員	委託		

6. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制
管 理 者	正規の勤務体制（8：30～17：30）常勤で勤務
生 活 相 談 員	正規の勤務体制（8：30～17：30）常勤で勤務
介 護 職 員	早番（ 7：00～16：00） 日勤（ 8：30～17：30） 遅番（12：00～21：00） 夜勤（16：00～翌9：00） ※昼間（7：00～19：00）は、原則として職員1名あたり利用者3名のサポートをします。 ※夜間（19：00～翌7：00）は、原則として職員1名以上で利用者30名のサポートをします。
看 護 職 員	正規の勤務体制（8：30～17：30）常勤で勤務 ※夜間については、交代で自宅待機を行い緊急時に備えます。
機能訓練指導員	週5回（月～金曜日）8：30～17：30まで勤務
計画作成担当者	週5回（月～金曜日）8：30～17：30まで勤務
栄 養 士	週5回（月～金曜日）8：30～17：30まで勤務

7. 介護保険サービスの内容及びその提供（契約書第3条参照）

（1） 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事 の 介 助	・管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ※食材料費は介護保険の給付対象外です。 ・食事はできるだけ離床して、食堂でとっていただきます。 ・配膳、下膳、食事摂取に介助が必要な方は、介護職員が介助します。 ・身体状況等で食事の形態を変更したい方はお申し出ください。 ・キャンセル料は別紙料金表をご覧ください。
排 泄 の 介 助	・入居者の状況に応じて、適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行ないます。 ・おむつ等を使用する方に対しては、1日4回の交換を行うとともに、必要な場合はこれを超えて交換を行ないます。
入 浴 の 介 助	・週2回の入浴又は清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、機械浴での入浴も可能です。
着替え等の介助	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えができるよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツ交換は、原則週1回行います。
機 能 訓 練	・機能訓練指導員による入居者の状況に適合した機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。 ・体操や遊びを取り入れた、グループでのリハビリを実施します。
健 康 管 理	・看護職員による健康相談、服薬管理、心身状況把握に努めます。 ・協力医療機関から医師の往診及び、必要に応じた受診の付き添いを行います。 ・最低年1回健康診断を実施します。検査内容は、血液、検尿、胸部レントゲン、心電図です。
相 談 及 び 援 助	・入居者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

	・職員には守秘義務があります。気軽にご相談ください。 (相談窓口) 相談員 <u>高柳 裕乃</u>
家族との連携	・常に入居者のご家族と連携を図るとともに、入居者とそのご家族との交流等の機会を確保するよう努めます。
緊急時の対応	・部屋で体調不良又は、ケガをされた場合は、ナースコールを押してください。職員が対応します。緊急の場合は、救急車で医療機関に搬送します。 (あらかじめナースコールの位置をご確認ください。)
身体拘束	・入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束又は行動を制限しません。

(2) 介護保険給付外サービス

種 類	内 容	補 足 事 項
逝 去 後 処 置	・施設で処置を行った際必要となります。	処置料10,000円
余暇活動援助	・クラブ活動。個人の趣味、希望に合わせて仲間を作り活動してください。	クラブ経費は実費徴収いたします。

(3) 教養娯楽施設の利用

種 類	内 容	補 足 事 項
教養娯楽施設 の利用	①地域交流室 ②談話室 ③昼コーナー	カラオケ、シアター設備は無料です。

8. 介護保険サービス利用料金について

・利用料金は、要介護度または要支援度に応じて変更されます。 ・介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて入居者の負担額の変更をします。 ・下記の料金表によって、入居者の要介護度に応じたサービス利用料金から、介護保険給付額を除いた金額をお支払いください。(自己負担割合は1割～3割のいずれかです。お手持ちの介護保険負担割合証をご確認ください。) ・入居者本人が、まだ要介護認定を受けていない場合は、サービス利用料金を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護の
--

保険から払い戻しされます。(償還払い)

- ・償還払いとなる場合、利用者又はご家族が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を提供します。

(1) サービスにかかる利用料

1. (介護予防) 特定施設入居者生活介護費

要介護度	基 本
要支援 1	1 8 3
要支援 2	3 1 3
要介護 1	5 4 2
要介護 2	6 0 9
要介護 3	6 7 9
要介護 4	7 4 4
要介護 5	8 1 3

- ・加算に該当する場合、加算の単位を合計して計算します。
- ・島田市は地域区分が「7 級地」であるため、単位数に 1 0 . 1 4 円を乗じた金額が料金となります。

2. 科学的介護推進体制加算 (介護予防)・・・1 月あたり 4 0 単位

ご入居者ごとの身体の状態や心身・疾病の状態等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、情報やその他サービスを適正かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合。

3. 夜間看護体制加算 (Ⅱ)・・・1 日あたり 9 単位

常勤看護師 1 名以上を配置し、看護に係る責任者を定めている。また看護職員等により又は病院もしくは診療所との連携により、24 時間連絡が取れる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保している場合。

4. 若年性認知症受入加算 (介護予防)・・・1 日あたり 1 2 0 単位

若年性認知症の方を受け入れた場合。

5. 協力医療機関連携加算 (介護予防)・・・1 月あたり 4 0 単位

協力医療機関との定期的な会議において入居者の現病歴等の情報共有を行った場合。

6. 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（介護予防） 20単位（1回につき）

利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態についての確認を行い、入居者の栄養状態に関する情報を担当する介護支援専門員に提供した場合。

7. 退院・退所時連携加算・・・1日あたり 30単位

医療提供施設から入居した場合。入居した日から30日以内の期間につき所定単位数を加算。また入居後、30日を超える医療機関等への入院等の後に再び入居した場合も同様。

8. 退所時情報提供加算（Ⅱ）・・・1回あたり 250単位

医療機関へ対処する入居者等について、退居後の医療機関に対して入居者等を紹介する際、入居者等の同意を得て、当該入居者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に入居者等1人につき1回に限り算定する場合。

9. 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）・・・1月あたり10単位

※利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や改善活動を継続的に行っていること。

※見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。

※1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みによるデータの提供を行うこと。

10. 看取り介護加算に該当した場合、次の単位が加算されます。

①医師が医学的見地に基づき、回復の見込がないと診断した場合。

②入居者又はご家族の同意を得て、入居者の介護に係る計画が作成されていること。

③医師、看護師又は介護職員、生活相談員が共同して、入居者の状態やご家族の求めに応じて、随時、介護が行われていること。

・逝去日以前31日以上45日以下：1日あたり 72単位

・逝去日以前4日以上30日以下：1日あたり 144単位

・逝去日前日及び前々日：1日あたり 680単位

・逝去日：1日あたり 1,280単位

11. サービス提供体制強化加算（介護予防）

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）・・・1日あたり 22単位

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）・・・1日あたり 18単位

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）・・・1日あたり 6単位

別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

（Ⅰ）については、介護福祉士が70%以上配置されている場合。又は、勤続10年以上の介護福祉士が25%以上配置されている場合。

（Ⅱ）については、介護福祉士が60%以上配置されている場合。

（Ⅲ）については、以下のいずれかに該当している場合。

介護福祉士が50%以上配置されている場合。

看護・介護職員の総数に占める常勤職員の割合が75%以上の場合。

勤続7年以上の介護職員が30%以上配置されている場合。

12. 介護職員等処遇改善加算

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）・・・（イ）所定単位数にサービス別加算率14.8%
を乗じた単位数で算定

（ロ）所定単位数にサービス別加算率15.9%
を乗じた単位数で算定

介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）・・・（イ）所定単位数にサービス別加算率14.2%
を乗じた単位数で算定

（ロ）所定単位数にサービス別加算率15.3%
を乗じた単位数で算定

介護職員等の処遇改善に関する加算。

9. 介護サービス以外の内容及び利用料金（契約書第6条参照）

（1）サービスの内容及び利用料金（別紙料金表参照）

1. サービスの提供に要する費用 1ヶ月 10,100円～40,800円

1ヶ月のサービス提供に係る費用です。

入居者の前年度の収入及び必要経費により決定します。

夫婦入居の場合特例があります。

※都道府県知事が定めた基準に基づいた金額です。

2. 生活費 1ヶ月 49,365円

1ヶ月の食材費及び共有部分に係る光熱水費、維持管理などに要する費用です。

11月から3月は冬期加算として、1,960円が加算されます。

※都道府県知事が定めた基準に基づいた金額です。

3. 居住に要する費用 1ヶ月 23,200円

家賃に相当します。

※都道府県知事が定めた基準に基づき、算定した金額です。

4. 空調費 1ヶ月 1,960円

4月から10月は施設共有部分の空調費（冷房費）をご負担いただきます。

5. 寝具リネンレンタル料 1ヶ月 4,800円

寝具類一式（シーツ、枕カバーを含む）のリネンを含むレンタル料です。カーテン含む。

6. 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、ご入居者の日常生活に要する費用で、ご入居者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

※タオル類の料金

ご希望により、下記料金でタオル類をご用意します。

品目	1本あたりの金額
バスタオル	80円
フェイスタオル	50円
下拭きタオル	50円
おしぼりタオル	40円

※入浴時は、バスタオル2枚、フェイスタオル1枚、下拭きタオル1枚を入浴用タオルセットとして250円で対応させていただきます。

尚、上記の品目につきましては、お持込も可能です。

※その他日常生活上必要となる物品につきましては、施設内の売店でもお求めいただけますし、お持込も可能です。

7. 理美容サービス

月に1回、実費にて理容師の出張による理髪サービス（調髪・顔剃）をご利用いただくことができます。

8. 事務管理費（預かり金の出納管理）

ご入居者の希望により、貴重品サービスをご利用いただけます。詳細は以下の通りです。

＊管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

＊お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑

＊出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

①預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

②保管管理者は上記届出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

③保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご入居者へ交付します。

利用料金：1ヶ月あたり 2,000円

9. その他の費用

各居室の電気代、おやつ代、おむつ代、送迎・付添代（一部除く）、洗濯・掃除代行代（一部除く）、新聞代、クラブ活動や行事の参加費等につきましては、自費負担となります。

10. 料金のお支払い方法

・料金、費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日までに請求しますので、毎月20日までに以下の方法でお支払いください。

①金融機関口座からの自動引落

ご利用できる金融機関：浜松いわた信用金庫、静岡銀行、郵便局、農業協同組合（利用した翌月の20日に引落されます。但し、金融機関が休業の場合はその翌営業日となります。）

②下記指定口座への振込

浜松磐田信用金庫 西ヶ崎支店 普通預金0686078

③窓口での現金支払

11. 緊急時の対応について

当施設において、ご入居者の状態に急変が生じた場合には、速やかに嘱託医師やご家族そして保険者等に連絡するなどの措置を講じます（当法人の緊急マニュアルに沿って対応いたします）。ご家族の皆様には、緊急時の連絡先をお伝えいただきますようお願いいたします。

1 2．身体拘束の禁止について

当施設では下記に挙げる行為は緊急やむをえない場合を除いて行いません。

- ・徘徊しないように、車椅子やベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は、皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
- ・車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ・脱衣やオムツはずしを制限するために、介護服（つなぎ服）を着せる。
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひもで縛る。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

1 3．虐待の防止について

事業者は、ご入居者等の人権擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ・従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ・サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人）による虐待を受けたと思われるご入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 4．感染症対策について

事業所での感染症の発生及びまん延等に関する取り組みを徹底するため、委員会の設

置や指針の整備、研修及び訓練を定期的を実施しています。

15. 事故発生時の対応について

入居中に事故が発生した場合には、速やかに医師やご家族（身元保証人）そして保険者等に連絡するなどの措置を講じます（当法人の事故対応マニュアルに沿って対応します）。

その際の損害賠償については、当方の過失によりご入居者に生じた損害については、その損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害がご入居者の故意又は過失によるものと認められる場合には、ご入居者の心身の状況を考慮して相当と認められるときに限り、当方の損害賠償責任を減じる場合がありますので、予めご了承ください。

16. 第三者評価の実施状況

当事業所は第三者評価を実施していません。

17. 苦情申立先

苦情受付担当者	高柳 裕乃
利 用 時 間	午前8：30～午後5：30（月曜日～金曜日）
電 話 番 号	0547-47-1100
利 用 方 法	苦情箱（1階エレベーター前に設置）

<社会福祉法人 陽翔会 苦情解決第三者委員>

氏 名	連 絡 先	役職・所属団体
影 山 れ い 子	053-433-7684	民生委員・元陽翔会職員
藤 田 幹 子	053-437-1415	元陽翔会職員

行政機関その他苦情受付機関

島田市役所	所 在 地 島田市中心1番の1 電話番号 0547-34-3294 受付 長寿介護課
静岡県国民健康保険団体連合会 事業部介護保険課	所 在 地 静岡市葵区春日2丁目4番34号 電話番号 054-253-5580

静岡県福祉サービス適正委員会	所在地 静岡市葵区駿府町1番70号 電話番号 054-653-0840
----------------	--

18. 協力医療機関

医療機関の名称	島田市立総合医療センター
所在地	島田市野田1200番地の5
診療科	総合診療科・呼吸器内科・循環器内科・消化器内科・血液内科・糖尿病・内分泌内科・腎臓内科・漢方内科・脳卒中科・神経内科・心療内科・小児科・皮膚科・放射線科・健康管理科・外科・整形外科・形成外科・脳神経外科・呼吸器外科・泌尿器科・産婦人科・歯科、口腔外科・麻酔科・病理診療科
電話番号	0547-35-2111

医療機関の名称	サニーメディカルクリニック
所在地	藤枝市駅前2-19-15アクセスビル
診療科	内科他
電話番号	054-641-2052

医療機関の名称	またひら歯科医院
所在地	島田市牛尾426番地の3
診療科	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科
電話番号	0547-46-2558

19. 災害非常時の対策

非常災害対策	管理者は、火災・地震・風水害等の非常災害に備えて、消火・避難・救出等に関する計画を定め、定期的に訓練を実施する等万全の対策を講ずるとともに、入居者が常に防災に心掛けるよう指導します。			
平常時の訓練等	別途定める「軽費老人ホームひざり 消防計画」に則り、夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して行います。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	あり

	避難階段	2 箇所	屋内消火栓	あり
	自動火災装置	あり	非常通報装置	あり
	誘導等	あり	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
	カーテン、布団等は防煙性能のあるものを使用しております。			
消 防 計 画 等	消防計画の届出日 平成30年3月20日 防火管理者 浅原裕央			

20. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来 訪 ・ 面 会	来訪者は、面会時間を厳守し、必ずその都度、ご記帳ください。 外来者が宿泊される場合には、必ず宿泊許可願いを事前に提出してください。 ・面会時間 午前8：30～午後7：00 ・午後7時以降は正面玄関を施錠します。 ・感染症の流行時期や静岡県の新型コロナウイルス警戒レベルが一定以上の場合、面会を控えていただいたり、面会方法や時間を制限する場合があります。
館内消灯時間	廊下、食堂は午後9：00～翌朝6：00まで消灯します。
外 出 ・ 外 泊	事前に、必ず行き先と帰宅時間（連絡先）を届け出てください。
協力医療機関 以外の医療機 関への受診	原則として、ご家族に対応していただきます。
居 室 ・ 設 備 器 具 の 利 用	施設内の居室や設備、器具は、本来の使用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合には、賠償していただく場合がございます。
喫 煙	喫煙は1階専用スペースでお願いします。居室内は禁煙です。
飲 酒	飲酒は食堂と居室で可能とします。 他の方の迷惑にならないように注意してください。
迷 惑 行 為 等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 むやみに他利用者の居室に立ち入らないでください。
所持品の管理	基本的にご自分で行ってください。
現金等の管理	基本的にご自分もしくはご家族で行ってください。
宗 教 活 動	施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮くださ

政 治 活 動	い。
---------	----

(介護予防) 特定施設入居者生活介護サービスの利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の明を行いました。

特定施設入居者生活介護事業所ひざり

説 明 者 職 名 生 活 相 談 員

氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所

氏 名 印

家族（代理人） 住 所

氏 名 印

(続 柄)